

●補助対象について

Q 新たに購入したLED照明や冷蔵庫は、補助対象になりますか？

A 補助対象ではありません。既存の照明（LED照明を除く）や既存の冷蔵庫（平成25年（2013年）以前に製造されたもの）からの買換えが補助対象となります。

Q 市外の店舗でLED照明を購入したのですが、補助対象になりますか？

A 補助対象ではありません。市内の事業所から購入したLED照明に限ります。

Q 市外在住で佐久市に転入を予定していますが、補助対象になりますか？

A 転入後に購入した場合に対象となります。

Q LED照明、冷蔵庫及びエアコンは、いつ購入したものが補助対象になりますか？

A 令和6年4月1日以降に購入した製品が対象となります。

Q LED照明、冷蔵庫、エアコンをそれぞれ申請する場合、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。ただし、同一世帯で同一の対象製品を申請することはできません。例えば、同一世帯でLED照明と冷蔵庫及びエアコンの申請は可ですが、LED照明を2回申請することや、冷蔵庫やエアコンを2回申請することは、不可となります。

Q LED照明を市内に本店のある事業所とそれ以外の市内の事業所で購入しました。補助率や補助限度額はどのようになりますか？

A 補助率は、それぞれの事業所区分に応じた率で算出します。ただし、この場合の補助限度額は、2千円となります。

Q 店舗付き住宅の店舗部分の照明であっても、補助の対象となりますか？

A 補助対象ではありません。住宅部分が補助の対象となります。

Q 国の補助金も受ける場合、補助の対象となりますか？

A 補助対象です。ただし、国や県その他の団体の補助金を受けた場合、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金額を控除します。

Q 各種商品券やポイントを利用する場合、補助金は減額されますか？

A 補助対象経費は、冷蔵庫等の「本体価格」です。この「本体価格」とは、「本体価格から値引きやポイントの利用のあった後の価格」ではなく、「ポイント利用前の本体価格」に補助率を掛けて補助金額を決定します。

●書類提出の期間・方法について

Q 書類の様式は、どこにありますか？

A 佐久市役所環境政策課または各支所経済建設環境係の窓口にあります。また、佐久市ホームページに様式等を掲載していますので、ご利用ください。

Q 申請書兼実績報告書の提出の期限はありますか？

A LED 照明、冷蔵庫及びエアコンの申請書兼実績報告書の提出期限は、令和7年3月31日です。

ただし、予算が無くなり次第、受付を終了しますので予めご了承ください。

Q 書類の提出は郵送でも可能ですか？

A 郵送でも受け付けています。(令和7年3月31日までの消印有効)

郵送の場合には、配達記録の利用や電話にて書類の到着をご確認いただくなど、書類が確実に届くようにしてください。

また、書類記載内容に誤りがある場合には受付できないこともありますので、ご注意ください。その場合には、ご連絡いたします。(訂正が必要な場合でも書類の返送は致しません。)

Q 書類へ記入する際に、間違っして記入してしまったのですが…

A 訂正する場合は、訂正箇所^に二重線を引き、訂正印(申請者の印鑑)を押印し、余白に訂正内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

なお、請求書の金額部分と口座番号は訂正出来ません。

Q 書類の提出先はどこですか？

A 下記に提出してください。郵送可能です。

〒385-8501 佐久市中込3056 佐久市役所 環境政策課 宛 (本庁舎3階)
--

●申請書・申請額について

Q 補助金交付申請額は、いくらになりますか？

A LED 照明は、購入価格の4分の1以内、上限金額2千円になります。ただし、市内に本店のある事業所での購入の場合は、購入価格の2分の1以内、上限金額5千円になります。冷蔵庫及びエアコンは、購入価格の10分の1以内、上限金額1万円になります。ただし、市内に本店のある事業所での購入の場合は、購入価格の5分の1以内、上限金額3万円になります。

Q 申請書兼実績報告書提出時に必要な書類は何がありますか？

A 下記の全ての書類が必要になります。

- 1 対象製品を購入した際の領収書等の写し
- 2 対象製品の形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- 3 未使用品であることが分かる書類等の写し(メーカーが発行した対象製品の保証

書の写しなど)

4 冷蔵庫及びエアコンの場合は、既存の電気冷蔵庫及びエアコンの製造年の分かる写真及び特定家庭用機器廃棄物管理票の写し

5 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真

Q 市の補助金交付決定には申請からどの程度かかりますか？

A 申請内容等の審査を行うため、概ね20日程度かかります。
書類に不備等がある場合には、申請書に記載された連絡先へご連絡します。

●請求書について

Q 請求書を提出するタイミングはいつですか？

A 「交付申請書兼実績報告書」を提出し、審査を終えると、市より「交付決定通知書兼確定通知書」を送付いたします。請求書は、この通知書を受けてから提出してください。

Q 請求書の文章の中の日付、番号はどれを記入すればよいのでしょうか？

A 「交付決定通知書兼確定通知書」の右上にある日付と番号を記入してください。

Q 振込先に申請者以外の名義を指定したいのですが…

A 原則、申請者本人の口座を振込先に指定してください。
申請者以外の名義の口座を指定する場合は、別途委任状（書式任意）が必要となります。

Q 請求書を提出してから口座に入金されるまでにどの程度かかりますか？

A 市の請求書受付日から1か月程度で指定の口座に入金いたします。